

7 女性に対するあらゆる暴力の根絶

<目標>

女性に対する暴力は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であり、その予防と被害からの回復のための取組を推進し、暴力の根絶を図ることは国の責務である。それは男女共同参画社会を形成していく上で克服すべき重要な課題にほかならない。

配偶者等からの暴力、ストーカー行為等の被害は引き続き深刻な社会問題となっており、こうした状況に的確に対応する必要がある。また、近年、SNSなど、インターネット上の新たなコミュニケーションツールの広がりに伴い、これを利用した交際相手からの暴力、性犯罪、売買春、人身取引等暴力は一層多様化しており、そうした新たな形の暴力に対して迅速かつ的確に対応していく必要がある。

また、被害者が子供、高齢者、障害者、外国人等である場合は、その背景事情に十分に配慮し、これらの被害者の支援に当たっては暴力の形態や被害者の属性等に応じてきめ細かく対応する視点が不可欠であるとともに、とりわけ、配偶者からの暴力においては、被害者のみならずその子供にも悪影響を与えることを考慮する必要がある。

こうした状況を踏まえ、女性に対する暴力を根絶するため、暴力を生まないための予防教育をはじめとした暴力を容認しない社会環境の整備等、根絶のための基盤づくりの強化を図るとともに、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律をはじめとする関係法令の近年の改正内容等の周知徹底及び厳正な執行に努め、配偶者等からの暴力、性犯罪、ストーカー行為等の形態に応じた幅広い取組を総合的に推進する。

<施策の基本的方向と具体的な取組>

1 女性に対する暴力の予防と根絶のための基盤づくり

(1) 施策の基本的方向

女性に対する暴力は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であり、男女が平等でお互いの尊厳を重んじ対等な関係づくりを進める男女共同参画社会の形成を大きく阻害するものである。このため、暴力を容認しない社会環境を整備するための教育・啓発を強力に推進する。

また、被害者が相談しやすい体制づくりを通じて、被害の潜在化を防止するとともに、関係行政機関を始め、医療機関、弁護士、民間支援団体等とのさらなる官民連携強化等により被害者に対する効果的な支援のさらなる拡充を図る。

(2) 具体的な取組

- ① 様々な状況におかれた被害者に情報が届くよう、官民が連携した広報啓発を実施

し、とりわけ、加害者と被害者を生まないための若年層を対象とする予防啓発の拡充、教育・学習の充実を図る。また、高齢者における配偶者からの暴力被害も多いことを踏まえ、高齢者に対する広報・啓発を充実させる。

- ② 被害者はもとより、子供、高齢者、障害者、外国人等の支援に携わる職務関係者に対し、女性に対する暴力の根絶に向けた理解を深めるための周知・啓発を行う。
- ③ ケーススタディの手法の活用等により、現場における対応に重点を置いた各職務関係者に対する研修を充実させ、支援に携わる人材育成を図る。
- ④ 女性に対する暴力に関する認識を深め、被害者の置かれた状況に十分配慮できるよう、刑事司法関係者に対する研修等の充実を図る。
- ⑤ 法曹養成課程において、女性に対する暴力に関する法律及び女性に対する暴力の被害者に対する理解の向上を含め、国民の期待と信頼に応える法曹の育成に努める。
- ⑥ 電話相談や窓口相談についてサービス向上を促進するため、相談番号の周知や相談しやすくするための工夫、夜間・休祭日における相談対応の実施などの方策を検討する。
- ⑦ 関係行政機関相互の連携を強化するとともに、被害者支援を行う民間団体に対する連携・支援に努め、官民双方向の支援・連携の仕組みを構築する。
- ⑧ 被害者に対しては、暴力の形態や被害者の属性等に応じて、相談、保護、生活・就業等の支援、情報提供等をきめ細かく実施する。また、官民・官官・広域連携の促進を通じて、中長期的見守りなど切れ目のない被害者支援を実施する。
- ⑨ 重大事件等の暴力被害に対する必要な検証を行い、重大な被害につながりやすい要因を分析し、今後の対応に活かす。
- ⑩ 被害者が相談できない原因などを含めた女性に対する暴力の実態が的確に把握できるデータの在り方を検討するとともに、社会における問題意識の向上や効果的な施策の立案・展開に資する調査研究を実施する。

2 配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保護等の推進

(1) 施策の基本的方向

配偶者等からの暴力の被害者に対する支援等に当たっては、その中核としての役割を担う都道府県と最も身近な行政主体である市町村が、適切な役割分担と相互連携の下に、各種取組を効果的に実施する。

被害者支援については、どの地域においても質の高い支援が受けられるよう相談体制の充実を図るとともに、都道府県及び市町村の関係機関の連携を核としつつ、民間団体を含めた広範な関係機関の参加と連携協力の下、被害者の保護から自立支援に至る各段階にわたり、男女を問わず、被害者の置かれた状況や地域の実情に応じた切れ目のない支援を行う。

また、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成 13 年法律第 31 号。以下「配偶者暴力防止法」という。）の改正（平成 26 年 1 月施行）により生活の本拠を共にする交際相手からの暴力及びその被害者について、この法律を準用することとされたことを踏まえて、この改正内容の国民への周知を徹底する。とりわ

け、若年層に対する予防啓発を充実する。

(2) 具体的な取組

- ① 都道府県及び市町村内の関係部局その他関係機関の連携強化を通じ、被害者支援等に係るワンストップ・サービスの構築を推進する。また、被害者がどの地域においても同質の支援が受けられる体制整備を促進する。
- ② 現場ニーズに即した研修を実施するとともに、二次被害を防止し、適切な被害者支援を行うための相談員など、支援に従事する関係者の質の向上・維持に向けた継続的取組を促進する。また、市町村における配偶者暴力相談支援センターの設置を引き続き促進する。
- ③ 改正後の配偶者暴力防止法の適正な運用に資するため、改正法施行後の実態、とりわけ、交際相手（改正法により法の対象となった生活の本拠を共にする交際相手のみならず、それ以外の交際相手も含む）からの暴力の実態及び保護命令制度の現状並びにそれを取り巻く状況を分析する。また、暴力を伴わない人間関係を構築する観点から、若年層に対する予防啓発の拡充、教育・学習の充実を図る。
- ④ 被害者への中長期的な支援として、就業の促進、住宅の確保、医療保険・国民年金の手続、同居する子供の就学その他被害者の自立を支援するための施策等について一層促進する。
- ⑤ 被害者は繰り返される暴力の中で、身体的に傷害を受けたり、PTSD（心的外傷後ストレス障害）等の疾患を抱えることが多いことから、相談・保護に関わる職員が連携して、医学的又は心理的な援助を行うよう努める。また、職務関係者に対する研修の充実等により、被害者に対する適切な支援を行うための人材育成を図る。
- ⑥ 配偶者等からの暴力が被害者のみならずその子供にも悪影響を及ぼすことに鑑み、児童相談所等関係機関の連携体制を強化し、被害者の子供に対する精神的ケア等の支援を推進する。
- ⑦ 加害者に対する適正な処罰を徹底するとともに、刑事施設及び保護観察所において、更生のためのよりの確な処遇の実施を検討する。また、地域社会内での加害者更生プログラムについて、民間団体の取組も含めた実態を把握し、プログラムを実施する場合の連携体制の構築も含め、その在り方について検討する。
- ⑧ 配偶者等からの暴力が重篤な被害につながりやすいことを考慮し、被害者の安全確保及び加害者への厳正な対処を徹底するとともに、被害者の支援と被害の防止に関する広報啓発を推進する。
- ⑨ 被害者等の保護、捜査、裁判等に職務上関係のある者は、被害者等の安全の確保及び秘密の保持に十分な配慮をする。また、加害者が個人情報に係る閲覧や証明書の制度を不当に利用し被害者等の住所を探索することを防止するなど、被害者情報の保護の徹底を図る。

3 ストーカー事案への対策の推進

(1) 施策の基本的方向

ストーカー事案については、被害者の生活の平穏を害する行為であるとともに、事態が急展開して重大事件に発展するおそれがある行為である。

被害者等の安全確保を最優先とした措置を講じるとともに、被害者が早期に相談することができる体制を整備し、関係機関が連携して、被害者の立場に立った迅速・的確な支援を行うための取組を推進する。

(2) 具体的な取組

- ① ストーカー行為等の規制等に関する法律（平成 12 年法律第 81 号）の改正（平成 25 年 10 月全面施行）により、連続して電子メールを送信する行為の規制、ストーカー行為等の相手方に対する婦人相談所等による支援が規定されたことを始めとする新たな動きを踏まえ、ストーカー行為は事態が急展開して重大事案に発展するおそれが大きいことを考慮し、被害者の安全確保及び加害者への厳正な対処を徹底するとともに、効果的な被害者支援及び被害の防止に関する広報啓発を推進する。
- ② ストーカー事案については、被害者の支援ニーズに応じ、切れ目なく適切に効果的な支援を行うことができるよう、支援に携わる人材の育成を含む関係機関における支援機能の拡充を図るとともに、関係機関間の連携を強化する。
- ③ 緊急時における被害者の適切かつ効果的な一時保護を実施し、被害者等の安全確保のための取組を促進するとともに、自立支援を含む中長期的な支援を推進する。
- ④ ストーカー事案に係る相談・支援窓口や事案対処の方法について、広報啓発を推進する。
- ⑤ ストーカーの被害者にも加害者にもならないため、とりわけ若年層に対する予防啓発・教育を推進するとともに、インターネットの適切な利用やインターネットの危険性に関する教育・啓発を推進する。また、こうした教育指導を適切に実施するため、研修等により教育関係者等の理解を促進する。
- ⑥ 加害者に対する迅速・的確な対応を徹底するとともに、関係機関が適切に連携を図りながら、様々な段階で加害者に対して更生のための働きかけを行う。
- ⑦ 被害者等の保護、捜査、裁判等に職務上関係のある者は、被害者等の安全の確保及び秘密の保持に十分な配慮をする。また、加害者が個人情報に係る閲覧や証明書の制度を不当に利用し被害者等の住所を探索することを防止するなど、被害者情報の保護の徹底を図る。

4 性犯罪への対策の推進

(1) 施策の基本的方向

性犯罪被害者が、被害を訴えることを躊躇せずに必要な相談を受けられるような相談体制の整備及び被害者の心身回復のための被害直後及び中長期の支援が受けられる体制整備を図るとともに、被害者のプライバシーの保護及び二次的被害の防止について万全を期する。また、法制度の見直しを含め、性犯罪に対する厳正な対処等を推

進する。

(2) 具体的な取組

- ① 性犯罪被害者に対する専門の相談窓口機能を持ち、必要に応じ医師による心身の治療、警察等への同行支援を始めとする、適切な支援が可能な性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センターの設置を促進する。また、被害者の要望に応じた支援をコーディネートできるよう、性犯罪被害者支援に係る関係部局と民間支援団体間の連携を促進する。
- ② 急性期における被害者に対する治療、緊急避妊等に係る支援を含む、医療機関における支援を充実させるとともに、支援に携わる人材の育成に資するよう、とりわけ女性の産婦人科医を始めとする医療関係者に対する啓発・研修を強化する。
- ③ 医師や看護師を養成する教育の中で、性犯罪被害等に関する知識の普及に努める。
- ④ 性犯罪被害者に対する包括的・中長期的な支援を推進するとともに、医療費・カウンセリング費用の助成について検討する。また、性犯罪に関する専門的知識・技能を備えた看護師等や民間支援員の活用を促進する。
- ⑤ 被害者の心のケアを行う専門家の育成等相談体制の充実を図る。
- ⑥ 被害者に対する不適切な対応による更なる被害を防止する観点も含め、支援に従事する関係者に対して、啓発・研修を実施する。
- ⑦ 二次的被害防止の観点から被害者のプライバシー保護を図るとともに、メディア等を通じた的確な情報発信により性犯罪に対する一般社会の理解を増進する。
- ⑧ 性犯罪に対して一層厳正に対処するため、警察・検察において専門的知識や理解を更に深めるとともに、性犯罪捜査担当係への女性警察官配置を推進するなど捜査体制の充実を図る。
- ⑨ 性犯罪に関する罰則の在り方について、法制審議会における審議結果を踏まえて、法改正を含む必要な措置を講ずる。

5 子供に対する性的な暴力の根絶に向けた対策の推進

(1) 施策の基本的方向

家族をはじめとする身近な者からの被害が特に潜在化・深刻化しやすいこと等を踏まえ、子供に対する性的な暴力被害を効果的に防止する対策を重点的に講ずるとともに、被害に遭った子供の一生に拭いがたい影響を与えないよう、子供が必要な相談・支援を受けられる体制整備を図る。

また、子供が必要な相談・支援を受けられる体制の整備に資するため、子供に対する性的な暴力被害の実態を的確に把握する。

(2) 具体的な取組

- ① 学校、児童福祉施設等子供と直接接する業務を行う施設において、子供が相談しやすい環境を整備し、性的虐待の兆候を把握して児童相談所等と的確に連携するた

めの研修・広報啓発を実施する。あわせて、虐待を受けた児童等を発見した者の児童相談所等への通告義務を周知徹底するとともに、児童相談所、警察等においては、性的虐待の認知・把握に努め、被害児童の保護、被害児童に配慮した聴取、加害者の摘発と適正な処罰等に向けた必要な施策を実施する。

- ② 児童相談所やワンストップ支援センター等において、性的な暴力被害を受けた子供に対する被害直後及びその後の継続的な専門的ケアの実施に努める。あわせて、専門的知識を備えた人材の育成を推進する。
- ③ 平成 26 年に改正された児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律（平成 11 年法律第 52 号。以下「児童ポルノ法」という。）及び第二次児童ポルノ排除総合対策に基づき、児童ポルノの排除に向けた国民運動の実施、インターネット上の流通・閲覧防止対策の推進等総合的な対策を推進する。
- ④ 出会い系サイトや SNS 等に起因する児童買春などの防止のため、関係業界による自主的取組と連携した対策を推進する。
- ⑤ 通学路や公園等における防犯・安全対策を強化し、性犯罪の前兆となり得るつきまとい等の行為に対する捜査・警告を的確に実施する。
- ⑥ 子供に対する性的な暴力根絶に向けて積極的な広報啓発を実施する。また、子供及び保護者のメディア・リテラシーの向上等、予防啓発、教育・学習の充実を図る。
- ⑦ 若年層への性的な暴力被害等を誘発するおそれのあるサービス提供行為に係る実態把握を推進するとともに違法行為に対する厳正な対処を図る。

6 売買春への対策の推進

（１）施策の基本的方向

性を商品化し、人間の尊厳を傷つける売買春の根絶に向けて、関係法令の厳正な運用と取締りの強化を行うとともに、売買春の被害からの女性の保護、心身の回復の支援や社会復帰支援のための取組、若年層等への啓発活動を促進する。

（２）具体的な取組

- ① 売春に関わるおそれのある若年層の女性を早期に発見し指導する等、売春を未然に防ぐための施策を推進する。
- ② 売買春に係る要保護女子に対しては、様々な支援を必要とする女性であるという観点から、関係機関における連携を促進するとともに、総合的な支援の充実を図る。
- ③ 関係法令を厳正かつ適切に運用し、売春の相手方に対する対策や周旋行為の取締りを一層強化するとともに、売春防止法の見直しを含めて検討を行う。
- ④ 売買春の防止に向けた広報啓発及び教育・学習の充実を図る。

7 人身取引対策の推進

(1) 施策の基本的方向

人身取引が、被害者に対して深刻な精神的・肉体的苦痛をもたらすことに鑑み、男女共同参画の視点から、その防止・撲滅と被害者支援対策等について効果的な取組を促進する。

(2) 具体的な取組

平成26年12月に策定された「人身取引対策行動計画2014」に基づき、人身取引の発生状況など実態把握の徹底、入国管理の徹底等を通じた人身取引の防止、人身取引被害者の認知の推進、取締りの徹底等による人身取引の撲滅、人身取引被害者の保護・支援、国際的取組への参画や広報啓発活動による国民の理解と協力の確保等の取組を関係行政機関及び民間団体等と連携し推進する。

8 セクシュアルハラスメント防止対策の推進

(1) 施策の基本的方向

セクシュアルハラスメントには性的な関係の強要や必要なく身体に触れるなど性的な行動のみならず、性的な事実関係を尋ねる、性的な内容の情報を意図的に流布するなど性的な内容の発言も含まれるところであり、男女が平等でお互いの尊厳を重んじ対等な関係づくりを進める男女共同参画社会の形成を大きく阻害するものである。雇用の場におけるセクシュアルハラスメントについては、男女雇用機会均等法に基づき企業に対する指導等を徹底するとともに、教育・研究・医療・社会福祉施設やスポーツ分野等においても、被害の実態を把握し、効果的な被害防止対策を講ずる。

セクシュアルハラスメントの行為者に対して厳正に対処し、再発防止策を講ずるとともに、被害者の精神的ケアを強化する。

(2) 具体的な取組

- ① セクシュアルハラスメントは人権侵害であるとの認識に立ち、防止のための事業主の意識改革を促進するとともに、男女雇用機会均等法に基づく事業主が職場における性的な言動に起因する問題に関して講ずべき措置についての指針の周知、非正規雇用労働者も含めた相談体制の整備等により、雇用の場における防止対策を推進する。あわせて、セクシュアルハラスメントが原因で精神障害を発病した場合は、労災保険の対象になる場合があることの周知徹底を図る。
- ② 教育・研究・医療・社会福祉施設やスポーツ分野等におけるセクシュアルハラスメントの実態を把握するとともに、被害の未然防止のための児童生徒、教職員等に対する啓発・教育の実施、被害者の精神的ケアのための体制整備を促進する。
- ③ セクシュアルハラスメントの行為者に対し厳正に対処するとともに、行為に至った要因を踏まえた対応を行うなど再発防止対策の在り方を検討する。

9 メディアにおける性・暴力表現への対応

(1) 施策の基本的方向

女性を専ら性的ないしは暴力行為の対象として捉えたメディアにおける性・暴力表現は、男女共同参画社会の形成を大きく阻害するものであり、女性に対する人権侵害となるものもある。

こうした性・暴力表現については、インターネットの普及等により、発信主体が社会一般に拡大していることに加え、一度流通したコンテンツの削除が非常に困難になっているという状況を踏まえた対策を推進する。

(2) 具体的な取組

- ① 女性を専ら性的ないしは暴力行為の対象として捉えたメディアにおける性・暴力表現は、男女共同参画社会の形成を大きく阻害するものであるという観点から広報啓発を行うとともに、メディアリテラシー向上のための取組を推進する。
- ② 私事性的画像記録の提供等による被害の防止に関する法律（平成 26 年法律第 126 号。平成 26 年 12 月全面施行）により、いわゆるリベンジポルノ行為を行った者に対する処罰等が規定されたこと及び児童ポルノ法の改正（平成 26 年 7 月施行）により自己の性的好奇心を満たす目的で児童ポルノを所持した者に対する処罰等が規定されたことなどを踏まえ、実態把握や適正な捜査を行い、違法行為に対しては厳正に対処するとともに、法施行後の実態やそれを取り巻く状況を分析し、とりわけ、若年層に対する教育・学習の充実を図る。
- ③ インターネット上の児童ポルノ画像や盗撮画像等の流通防止対策を推進する。さらに、インターネット・サービス・プロバイダによるブロッキング等の自主的な取組を引き続き支援し、児童ポルノ画像の閲覧防止対策を推進する。
- ④ メディア産業の性・暴力表現について、DVD やインターネット上での取扱いを含め、自主規制等の取組を促進する。